

インターネット上の権利侵害の削除プロセスに関する制度

小向太郎^{†1}

インターネット上の情報発信によって権利が侵害された場合に、被害者は被害の拡大を防ぐために、情報を媒介している事業者に対して情報の削除を求めることが多い。しかし、インターネット上の媒介者は発信者本人ではないため、削除の可否について判断が難しい場合がある。インターネット上の媒介者については、こうした削除請求への対応プロセスについて特別な制度が整備されている例がある。米国のデジタルミレニアム著作権法におけるノーティス・アンド・テイクダウンがよく知られているが、日本のプロバイダ責任制限法にも発信者に照会をした上でプロバイダが削除を行う制度がある。また、著作権侵害等における信頼性確認団体からの申出も、実質的には削除をスムーズに行うための仕組みであるといえる。さらに、EUのデジタルサービス法案にも、ノーティス・アンド・アクションの規定が置かれている。本報告では、こうしたインターネット上の権利侵害情報の削除プロセスに関する制度の特徴を確認する。

Discussions on remedy of injunction for rights infringement on the Internet.

TARO KOMUKAI^{†1}

The intermediaries on the internet often accept notices about the violation of rights on the Internet. However, since the Internet intermediary is not the sender himself, it is sometimes difficult to judge whether the information can be removed or not. In some cases, there are special procedures in place for Internet intermediaries to handle such notices. Notice-and-takedown under the Digital Millennium Copyright Act in the U.S. is well known, and Japan also has a legal procedure in which the provider removes the material after making an enquiry to the sender. Furthermore, the EU's Digital Services Act also contains a notice-and-action provision. This paper focuses on the comparison of these systems concerning the take-down process of infringing information on the Internet.

1. 削除プロセスに関する制度

1.1 プロバイダ責任制限法と送信防止措置

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、「特定電気通信役務提供者（プロバイダ）」が媒介する情報による権利侵害によって生じる損害に対するプロバイダの責任を、明確化する規定を置いている。

プロバイダがこのような情報に対して責任を負うのは、①情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②当該情報の存在を知っておりその情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたときと認めるに足る相当な理由があるときであって、当該情報の送信を技術的に防止（送信防止措置）ができるにも関わらずそれを行わなかった場合に限定

される（第3項第1項）[1]。

これらの規定は、①または②に該当する場合には、プロバイダが送信防止措置を行う義務を負うことを前提としているものと考えられる。ただし、これは送信防止措置義務が発生するためには、このいずれかに該当する必要があるという必要条件を示したものであり、これらの条件を満たせば送信防止措置義務を負うという十分条件を示したものではない[2]。

1.2 発信者照会制度

プロバイダ責任制限法は、当該情報発信が権利侵害であると認めるに足る相当の理由があれば、プロバイダが送信防止措置を取ることを許容している（第3条第2項第1号）。しかし、プロバイダは削除等を行ったことを理由に、発信者から責任を追及されることもある。こうした法的リスクがある場合には、プロバイダには、送信防止措置を行う

^{†1} 中央大学
Chuo University

義務はないと考えるべきであろう。

なお、プロバイダにとって、問題となる情報による権利侵害の有無が不明な場合のために、プロバイダ責任制限法には、いわゆる発信者照会制度が設けられている。プロバイダが送信防止措置を求める申出を受けた場合に、発信者に対して送信防止措置を行うことに同意するかどうかを照会の上、7日以内に回答がなければ削除しても、プロバイダは発信者に対する責任を負わないというものである（第3条第2項第2号）。

1.3 「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」

「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」では、権利侵害状況の迅速な解決のための手続として、「信頼性確認団体等の申出」があった場合には「第3条第1項第2号」の「相当の理由がある」場合に該当するとして「速やかに」送信防止措置をとることが望まれるとして、ガイドラインのほとんどを占めるのは、信頼性確認団体等の申出に基づく削除の手続きである[3]。なお、「商標権」にも同様に規定がある[4]。

この手続は、権利侵害状況の迅速な解決のための手続として、「信頼性確認団体等の申出」があった場合には「第3条第1項第2号」の「相当の理由がある」場合に該当するとして「速やかに」送信防止措置を行うというものであり、信頼性確認団体が積極的に取り組んでいる分野については、削除請求に対する対応の多くが、この手続に基づいて行われていると考えられる。

2. 米国デジタルミレニアム著作権法

2.1 免責規定

デジタルミレニアム著作権法[6]は、インターネット上でサービスを提供する「オンライン・サービスプロバイダ」の形態を（a）通過的デジタル・ネットワーク通信、「（b）システムキャッシング」、「（c）利用者の指示によりシステムまたはネットワーク上に情報を蓄積するサービス」、「（d）情報探知ツールの4つに分け、それぞれについてどのような場合にどのような責任が認められるかを定めている。

このうち、「利用者の指示によって自分のシステム又はネットワーク上に情報を蓄積する」オンライン・サービスプロバイダの規定は、典型的にはWebホスティングのようなサービスを対象としたものであり、対象としているプロバイダの多くはプロバイダ責任制限法のプロバイダと重なる。

2.2 ノーティス・アンド・テイクダウン

「（b）システムキャッシング」、「（c）利用者の指示によりシステム又はネットワークに存在する情報」、「（d）情報探知ツール」については、のオンライン・サービスプロバイダが免責されるためには、侵害行為について善意・無過失であることが要求される。したがって、侵害の通知がなされたにもかかわらず対処を怠った場合には、免責されない。

権利者から一定の通知があった場合には、オンライン・サービスプロバイダに削除等の措置を行うことが求められる。ただし、権利者からユーザに対する直接の著作権侵害訴訟が提起されなければ、一定期間内に元の情報を復旧する義務がある。これが「ノーティス・アンド・テイクダウン」と呼ばれる手続きである。

2.3 指摘されている問題点

デジタルミレニアム著作権法の定めるノーティス・アンド・テイクダウンの手続は、ある程度具体的かつ明確な基準に基づいて手順が示されており、後述のEUにおける検討でもこの制度を参照して議論が行われている。一方で、この制度は基本的に、権利侵害を受けたという主張に対して、媒介者が基本的に削除を行いやすくするように制度設計されており、バランスを欠いているという批判も多い[5]。

3. EUの動向

3.1 EU著作権指令

2019年に改正されたEU著作権指令[7]では、「オンライン・コンテンツ共有サービス・プロバイダ」について、サービスのユーザが他人の著作物をアップロードした場合には、プロバイダ自身がその著作物を公表したのと同様の責任を負うことが定められた（第17条1項）。

著作者の許諾なくコンテンツがアップロードされた場合には、①許諾を得るための最善の努力をし、②権利者から情報提供があった場合にはその著作物等が使われないようにする高度かつ最善の努力を行い、③権利者から侵害を受けた旨の通知があれば当該コンテンツの削除等を行わなければならない（第4項）。ただし、新規かつ小規模の事業者については、責任の範囲が（許諾を得る努力や迅速な削除に）限定されている（第6項）。

3.2 EUデジタルサービス法案

媒介者の責任に関しては、EU電子商取引指令

(2000年)[8]が、媒介的サービスプロバイダを、単なる導管 (Mere conduit) , キャッシング (Cashing) , ホスティング (Hosting) の3つに分類して免責規定を設けている。このうち、ホスティングプロバイダ(ユーザにより入力された情報を記録するサービスの提供事業者)については、次のいずれかの条件を満たす場合には第三者の情報発信に関して責任を負わないとしている(第14条)。

- ① 違法な情報に関して実際に知らず、犯罪や損害に関しては、その違法行為や違法情報が公表された場合に引き起こされるとどのようなことになるかということに気づいていない場合
- ② 違法行為や違法情報について知った後に遅滞なく当該情報の除去や情報のアクセスへのブロックを行った場合

この規定は、EU デジタルサービス法案[9]にも引き継がれているが(第5条)、ホスティングプロバイダが取るべき対応としては、さらに違法情報全般に関して削除要請に迅速に対応するノーティス・アンド・アクションの規定が追加されている。

この規定によれば、ホスティングプロバイダは、自分のサービス上に違法な情報があるということを知り、通知しやすいような仕組みを(できればオンラインで)を用意することを義務付けられ(第1項)、こうした通知を受けた場合には「違法行為や違法情報を知った」ことになる(第3項)。

ホスティングプロバイダは、違法だとする理由、情報や行為者を特定する情報が含まれるようになるなど、コンテンツが違法であることがわかるような形で通知ができるようにしなければならない(第2項)。また、通知者の氏名や電子メールアドレス等が記載されている場合には、受領確認の送付(第4項)や、処理の見通し等に関する通知をする必要がある(第5項)、通知に対して真摯に対応しなければならない(第6項)。

3.3 導入に際しての議論

電子商取引指令の免責規定については、規定が不明確であることや、EUの各構成国が異なった内容の法律を制定しており、EU域内の法的安定性と予見可能性を害しているなどの批判があり、制度の改正について議論されてきた。そして、この議論のなかでは、米国デジタルミレニアム著作権法のような手続を導入すべきかどうかということも論点となっていた[10]。

また、EUの構成国には、すでに、刑事責任(例:

児童の性的虐待)や民事責任(例:著作権)などの特定の分野について「ノーティス・アンド・アクション」の制度を導入している国があり、こうした保護法益に応じたアプローチも必要ではないかという指摘もなされていた。通知に対する対応には、例えば、単に発信者に対する告知をする、通知に基づいて判断を司法に委ねる、通知に対する発信者の対応を待って削除等を行う、通知に対して削除等を行いこれに対する異議申し立てを受け付けるなどのバリエーションが考えられる。さらに、削除等の対応を事業者の自主的な判断に委ねることは、深刻な民主主義上の弊害を生じうることも指摘されている[11]。

4. まとめ

インターネット上の情報発信による権利侵害の問題において、被害を受けたものからの申し出に対する媒介者の対応は、非常に重要である。ここまで見てきたように、こうした対応のプロセスについては、各国で制度の整備や検討が行われている。

このような手続の先駆けともいえる米国デジタルミレニアム著作権法のノーティス・アンド・テイクダウンの制度は、明確かつ具体的な手続を提示しているという点でメリットも大きく、媒介者の違法情報対応を検討する際に、広く参照されている。しかし、制度全体として、権利者の迅速な保護を志向するために、削除請求が容易に行われすぎるという批判は強い。

EU デジタルサービス法案では、このような批判も考慮して、手順の精緻化を図っているが、違法情報全般をカバーする「水平的な」制度であるため、一律に明確かつ具体的な削除手順は示されていない。また、現在提案されている規定では、それぞれの媒介者に判断が委ねられる部分が多い。一方で、EUでは、個別の分野(テロリスト情報の拡散防止に関する規則等)における削除プロセスの制度も行われており、個別の制度による具体化についても検討が続けられている。

これに対して、わが国の発信者照会制度も、プロバイダに一定の手続きのもとで削除等を行ったことに関する免責を認めるものであるが、次のような点に課題があるといえる。

- ・ 権利侵害に関する申立と送信防止措置義務との関係が明確になっていない
- ・ 発信者が削除に反対する意思表示をした場合には、むしろ送信防止措置を行うことが難しくな

る

- ・ 権利侵害の性格による違いが考慮されておらず画一的な制度になっている（ただし、実務の対応として一部の分野でのみ迅速処理のための手順がある）

わが国の削除プロセスに関する制度についても、より精緻な検討が望まれる。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(C) (課題番号: 18K01393)による研究費を得て実施した。

参考文献

- [1] 小向太郎『情報法入門』(NTT出版, 第5版, 2020年) 119-121頁.
- [2] 小向太郎「媒介者における損害賠償と差止請求」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol.2020-EIP-90 No.11 (2020/11/25).
- [3] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン」(第2版:平成15年11月).
- [4] プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会「プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン」(平成17年7月).
- [5] C. Angelopoulos and S. Smet, Notice-and-Fair-Balance: How to Reach a Compromise between Fundamental Rights in European Intermediary Liability, 14, Taylor & Francis in Journal of Media Law (2016).
- [6] Digital Millennium Copyright Act of 1998, 17 U.S.C. §512.
- [7] Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC.
- [8] Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market.
- [9] Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a Single Market For Digital Services (Digital Services Act) and amending Directive 2000/31/EC.
- [10] 小向太郎「EU デジタルサービス法案と媒介者責任」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) Vol.2021-EIP-92 No.11 (2021/6/8).
- [11] European Parliamentary Research Service, Reform of the EU liability regime for online intermediaries, May 2020.